資料2

議題２　教員の兼職・兼業について（安城市提出）

市名	回答 （１）教員の兼職・兼業の許可についての判断基準
名古屋市	兼職兼業は、教員の資質を生かした人材の有効利用の観点から、教育活動と密接な関連を有し、且つ、社会への貢献と、本務の遂行に支障がないと認められる場合において許可をする。 ・勤務時間外、週休日・休日における活動であり、職務の遂行に支障がないか。・報酬等は妥当性のある額であるか・活動時間に無理がないか・公務の公正性および信頼性の確保に支障がないか。
豊橋市	本市職員の営利企業等への従事については、地方公務員法（第38条第1項）の定めを基本的な考えとし、以下の基準を定めている。 ①営利企業等への従事として認められるもの（任命権者の許可が必要） ・職務の遂行に問題をきたすおそれがないこと ・本市との間に相反する利害関係がないこと ・勤務時間外、週休日及び休日における活動であること ・報酬等、講演料、原稿料などの謝金は、社会通念上許容できる範囲であること ・営利を主目的とした活動、法令に反する活動、信用失墜行為に当たる活動でないこと ②非営利団体等への従事について 勤務時間外に営利を目的としない団体や活動に、無償で参加する場合は、申請の必要なく従事することができる。なお、有償の場合は、上記①と同じ取り扱いとなる。
岡崎市	文部科学省「学校の働き方改革を踏まえた部活動について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取り扱い等について（通知）や文科省「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」を拠り所として、本務に支障がないかどうか実態を把握して承認している。
一宮市	・兼職を必要とする理由があること ・兼職が本務に影響を与えないこと （特に業務内容や業務時間帯について）
瀬戸市	安城市と同様の事例はなく、このような事案での教員の兼職・兼業は許可しておりません。
半田市	①職員の占めている職と当該営利企業等との間に特別な利害関係がないこと。 ②職務の遂行に支障がないこと。 ③その他法の精神に反しないこと。 ④兼職・兼業に従事することにより職員の勤務時間外の勤務時間に支障がないこと。
春日井市	兼業許可を出すか否かに際しては、（１）職務遂行上能率の低下をきたすおそれがないこと、（２）当該企業と職員が属する地方公共団体との間に相反する利害関係を生じる恐れがなく、かつ、その他職務の公正を妨げるおそれがないこと（３）職員及び職務の品位を損ねるおそれがないこと等を考慮するとされている。さらに、非営利、無報酬だとしても、兼業先との関係上情報漏洩の禁止や校務優先の原則を保持できない場合には兼業について行政指導を行い、注意喚起することが望ましいと考えている。
豊川市	学校長より兼職申請書が教育委員会へあがってくる。そして、従事しようとする団体の名称、事業内容、業務役職名、兼職予定期間、従事場所、兼務の様態、報酬の有無、兼職を必要とする理由等がはっきりしており、かつ兼職が本務の遂行に与える影響がないこと。
津島市	本務に支障がない。 内容が教育に関係するものかどうか。 家業。
碧南市	私塾並びに営利事業の兼務従事は制限している
刈谷市	兼職、兼業を認めるラインについては、主に以下の点。 ・本務に支障がないか ・兼業に関わる団体が教員という職業の特殊性にとって適切かどうか 今後、部活動を地域移行していくにあたり、希望する教員を外部指導者として登録し、兼職・兼業を認めていく形も含めて検討している。
豊田市	地方公務員法第３８条及び教育公務員特例法第１７条に基づき、愛知県の「営利企業への従事等の制限に関する規則および取扱要領」にある「自ら営利企業を営むことに該当する範囲」、「許可の基準」に則り判断している。
安城市	安城市が主催する日曜教室や安城市スポーツ協会、保護者から依頼を受けているものに限って、認めてきた。しかし、営利団体のスポーツクラブの指導者など、今後様々な申請があることが予想される。 スクールロイヤーから、「教員が行う社会的意義」「公平性・公益性」「清廉潔白」の３つが揃うものを認めていくとよいとご指導をいただいた。
西尾市	・本務の時間外に従事すること。 ・本務の勤務に影響が出ないようにすること。 ・不動産であれば5棟10室未満（戸建てならば5棟未満、集合住宅であれば10室未満）の賃貸であることに加え賃貸料収入が年額500万円未満である場合。太陽光発電であれば太陽光発電設備の定格出力が10キロワット未満である場合。
蒲郡市	・現時点では、特に規定はない。 ・有償、無償にかかわらず、学校長が職員の現状を把握するために、必ず、兼職兼業届を出すように指導をしている。
犬山市	勤務日時や従事時間、従事内容、健康管理の観点から本務に支障がないと認められる場合に許可を出している。収入による線引きはしていない。
常滑市	「兼職・兼業にかかる時間」と「時間外勤務時間」をあわせ月80時間以上とならないこと。かつ本務に支障がないこと。
江南市	学校運営上、支障がないことは確認しているが、他の明確な判断基準は設けていない。
小牧市	教育公務員特例法並びに愛知県立学校職員服務規程を準用している。特に教育に関する事業若しくは事務であるか、本務の遂行に支障がないか、また、学校や教師への信用を失墜させないかという点については十分留意して判断している。

議題２　教員の兼職・兼業について（安城市提出）

市名	回答 （１）教員の兼職・兼業の許可についての判断基準
稲　沢　市	・本人の意思をよく確認する。 ・本務への支障の有無の確認をする。 ※勤務時間や健康管理等の観点から、当該教員の本務や健康に支障がないかの確認。
新　城　市	愛知県教育委員会の示す「営利企業への従事等の制限に関する規則」に則って基準を定めている。提出された申請書に対して、職務に支障がないこと、当該営利企業との利害関係がないかや信用失墜行為に当たらないかなどを検討し、教育委員会で判断している。
東　海　市	文部科学省が示している「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」にしたがって、判断基準を設ける方向で検討を進めている。
大　府　市	具体的な数値等の基準は設けていない。個別の兼職兼業希望先からの依頼を基に、上司である校長等が了承の上、教育委員会が兼職兼業の許可を出している。
知　多　市	兼職兼業については、年間２０件ほどの申請があります。 業種は、音楽教室講師、スポーツ審判、刊行物の執筆、研修会講師など多岐にわたっています。 教員としての信用を損なわないような業種業務であり、公務に支障のない範囲であれば承認しています。
知　立　市	知立市では、兼職・兼業に関して「判断」を要する事案はまだ発生していない。よって、判断基準もとくに定めていない。許可する条件として「学校運営に支障がないこと」「過度の時間外勤務とならないこと」を前提とし、当該地域団体の性質や業務内容等を検討の上、その都度、判断したいと考えている。
尾 張 旭 市	公務に支障がないかを校長が判断し、市教委へ申請している。本市では、営利団体のスポーツクラブなどの指導者の兼職・兼業申請はない状況。今後、そのような案件が出てきた場合でも、「公務に支障がないか（信用の失墜を含めて）」判断していく。
高　浜　市	①職員の占めている職と当該業務との間に特別な利害関係がないこと。または、その発生のおそれがないと認められること。②職務の遂行に支障がないと認められること。③その他地方公務員法の精神に反しないと認められること。④不動産や駐車場の賃貸については、上記３点に加え、経営の実務を家族や管理会社に委ね、自身は担っていないこと。⑤農業、果樹栽培等の大規模経営で、営利を主目的としている場合は、上記４点に加え、業務遂行の責任者が職員以外であること、及び相続、遺贈等により家業を継承したものであること
岩　倉　市	教育公務員特例法に基づき判断しており、市独自の判断基準はなし。
豊　明　市	文部科学省の定めている基準に準じている
日　進　市	市教育委員会へ兼業申請していただき、地方公務員法第38条、教育公務員特例法第17条に基づいて判断している。
田　原　市	職務に支障がない（月の時間外在校時間45時間以内）
愛　西　市	本務に影響がない範囲であれば許可
清　須　市	教務の遂行に支障がないと教育委員会が認める場合は、兼職及び他の事業等に従事することができるとしている。詳細な判断基準はない。
北名古屋市	本市では、市主催の行事や地域が主体となった活動以外においても、正規教員でなければ兼職・兼業を認めている。営利団体のスポーツクラブの指導者として、兼職・兼業の申請はある。ただし、教員としての職務に影響が出ないことや許可に係る事業者との特別な利害関係がないことが重要であるので、学校長を通して十分に聞き取りをしたり、「営利企業等の従事許可に関するチェックシート」を使用したりして慎重に審査をしている。
弥　富　市	当市では、次の項目に該当する場合、許可することはできないとしています。 ①職員の占めている職と当該営利企業との間に、特別な利害関係がある、もしくはその発生の恐れがあると認められる場合 ②職務の遂行に支障があると認められる場合 ③その他、法の精神に反すると認められる場合
み よ し 市	原則として、地域移行する部活動については、教員の兼職・兼業を認めるが、今後どこまでを「部活動から地域移行した団体」と認定するのかなどの議論が出てくる可能性はある。
あ　ま　市	当市において、現在検討しているところであるため不明。
長 久 手 市	兼職兼業について、部活動の地域移行に伴い月及び年間の在校時間の上限を設けたガイドラインを策定しております。公務員として、信用失墜行為に当たらないか、本務に支障は無いかを判断し、教育委員会に申請をすることにしています。